

総務産業常任委員会審査報告書

令和3年12月15日

飯綱町議会議長 渡 邊 千賀雄 様

総務産業常任委員会委員長 青 山 弘

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第75号	飯綱町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例	可 決
議案第76号	飯綱町景観条例	可 決

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

○議案第75号 飯綱町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例

質疑①：個人事業主（青色申告）には農業者も含まれるか。

回答①：含まれる。

質疑②：想定している対象事業者数は。また、三水地区が特別措置法の適用になったが、この他にも有利な施策を考えているか。

回答②：法人については、27事業所（製造業9、農業関係17、情報通信1）を想定している。その他に個人事業主が対象となる。なお、申請をしなければ対象にはならないので目安としての数である。他の施策について、税の関係では今のところ考えていない。

質疑③：所在を問わず、事業者が三水地区で新たに資産を取得することでこの特例対象になってくると思う。町外の事業者に対して、この条例を活用し、三水地区で事業するよう働きかける予定はあるか。

回答③：地域内の事業者には、償却資産の申告書とともにチラシを送付する。その他の事業者には、ホームページ等で広報する。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 76 号 飯綱町景観条例

質疑①：施行規則はあるのか。

回答①：まだ確定したものはないが、県の条例等を参考に調整している。

質疑②：太陽光発電設備（ソーラーパネル）の設置を抑制するためには、内容が不十分ではないか。

回答②：景観条例では、太陽光発電設備に対して、禁止等の抑制や規制、制限をかけることはできない。「この場所に設置するには目立たないようにしてください。色を変えてください」など、景観に対する指導等が従前よりはできるようになるが、設置自体の禁止等の抑制や規制、制限をするには、太陽光発電に関するガイドラインや条例を別に制定するか、設置に関する内容を既存の開発行為に関する条例に盛り込む必要がある。

質疑③：第 17 条で既存とあるが対象としているものは、空き家も含まれるのか。

回答③：建築物や工作物等は、県の条例と同様である。詳細は、施行規則の整備に合わせて検討したい。

質疑④：モデルとしている自治体はあるのか。

回答④：県の条例をモデルとしている。町の景観条例では高さや面積などの値を県よりも一段と厳しい基準値としている。

質疑⑤：景観条例と併せ、太陽光発電設備の設置や抑制に関する条例の制定を考えているか。考えていなければ、今後必要と思うが見解は。

回答⑤：現段階では、まず景観条例を設置し、太陽光発電設備も景観については本条例の範囲内での対応となる。今後、抑制等の条例については、研究・検討していきたい。

意見①：太陽光発電設備に関しては町内に問題になっている箇所がある。設置の禁止等ができる新たな条例を早く作ってほしい。

質疑⑥：景観審議会及び景観アドバイザーの報酬は。また、何名を予定していて、何名の出席をもって会議は成立するのか。

回答⑥：条例制定後に報酬審議会において報酬の対象者にする予定である。人数は条文の中に記載しており、景観審議会は 10 名以内、景観アドバイザーは若干名を予定している。会議の成立は過半数以上の出席である。

質疑⑦：太陽光発電設備の設置に関し、隣接する自治体と協議するような条文を入れてはどうか。

回答⑦：県条例の適用自治体では、県から近隣市町村に連絡が来るようになっている。連絡体制については、今後、近隣市町村と調整を検討する。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。